

先進都市に対するアンケート調査結果

1. 事業の内容について

	事業の目的及び事業内容	処理対象物の種類	施設規模
さいたま市	<p>本事業は、「さいたま市環境基本計画（平成16年1月策定）」に掲げる基本目標の実現に資することを目的としている。</p> <p>事業内容は、「熱回収施設」、「リサイクルセンター」、及び「管理・余熱体験施設」の設計・建設及び維持管理・運営、旧し尿処理施設の解体撤去、並びに旧埋立処分場の適正閉鎖及び閉鎖後の維持管理・運営について、民間のノウハウの活用により効果的かつ効果的に実施することで、より安全に安定的に移働させる。</p>	<p>熱回収施設：市内で発生する可燃ごみ、併設するリサイクルセンターからの破碎可燃・破碎残渣、可燃残渣及び不燃残渣、市し尿処理施設からのし尿汚泥、市焼却施設からの破碎残渣・焼却灰、熱回収施設から排出する主灰・飛灰等</p> <p>破碎設備：不燃ごみ、粗大ごみ</p> <p>選別設備：スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル、食品包装プラスチック</p>	<p>熱回収施設：380t/日（190t/日×2炉）</p> <p>破碎設備：28t/5時間</p> <p>選別設備：63t/5時間</p>
松江市	<p>現有焼却工場の老朽化に伴い、新しいごみ処理施設を建設するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ（容器包装以外） ・漂着ごみ ・災害ごみ ・有機汚泥 	<p>255t/日（85t/日×3炉）</p>
常総地方広域市町村圏事務組合	<p>【目的】既存施設の老朽化が進み、安定したごみ処理を目指し更新する。</p> <p>【事業内容】第三次ごみ処理施設更新事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却（熱回収）施設整備 ・資源化施設整備 	<p>焼却施設：可燃ごみ</p> <p>資源化施設：粗大ごみ、不燃ごみ 資源物（：缶、無色・茶色・その他色ビン、その他プラ、ペットボトル、及び有害ごみ（：廃乾電池、廃蛍光管）</p> <p>※事業系は、可燃ごみ、不燃ごみ 資源物が対象</p>	<p>焼却（熱回収）施設：258トン/24h（86トン×3炉）</p> <p>資源化施設：127トン/5h</p>

2. 地元合意形成の方法について

	地元合意を必要とした理由	・地元合意の対象範囲	・協議・交渉の進め方	・協議・交渉にあたり配慮した点	・地元からの要望事項・合意形成のために譲歩した点
さいたま市	<p>計画地は、し尿処理施設の隣接地でありし尿処理施設開設当初から周辺住民と密接な関係があったことから、新クリーンセンターの計画を進めるうえで周辺住民の理解は不可欠と判断し、最終的に住民同意を得る方向で計画を進めてきた。</p>	<p>集中的に説明を行った範囲は、し尿処理施設を建設したときの地元合意の対象範囲（周辺4自治会）を本事業の対象範囲とした。</p>	<p>○説明会の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の説明と施設の必要性について ・市内既存焼却施設、隣接市の同様な施設の見学会を開催 ・環境影響評価、都市計画決定等の手続きについて ・施設計画を進めるうえで必要な調査業務等について ・搬入路の状況等について現地見学会を開催 <p>○協議の主体者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、課長職が中心に説明、協議を行った ・要望のつめなど住民の幹事と協議する場合は、必要に応じて部長職が対応した ・住民が同意書を提出する際に直接市長に手渡したいとの要望から、その時のみ市長が面会した 	<ul style="list-style-type: none"> ・約束事項が確実に履行されるよう明文化した ・実行できない約束は一切しないことにした 	<ul style="list-style-type: none"> ○主な地元要望事項 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用施設の整備 ・周辺道路の整備 ・集会所の整備（建替え等） ◎合意形成のために譲歩した点 ○交渉で譲歩した点 <ul style="list-style-type: none"> ・大筋では市の意向に理解を得たが、集会所の整備については経費負担の範囲について譲歩することにした

	地元合意を必要とした理由	・地元合意の対象範囲	・協議・交渉の進め方	・協議・交渉にあたり配慮した点	・地元からの要望事項・合意形成のために譲歩した点
松江市	・現有工場建設時も地元合意を得ており、当然必要と思われることから、地元合意に向け、交渉を行った。	・地元 1 自治会（6 集落）	・建設予定地として選定後、地元の町長・議会・区等に対して、担当の部長・課長・係長で協力依頼を行った。	◎協議・交渉にあたり配慮した点 ・新施設の建設地においては、現有工場の隣接地であり、地元においては更に数十年ごみ処理施設との関係が続いていくため、そういったところにも配慮しながら地元交渉を進めていった。（地域振興策等も含め）	
常総地方広域市町村圏事務組合	地元が反対であったため。	組合では 1 k m 周辺を基本に、近隣の大字 2 地区小字 2 6 中、小字 18 地区を対象としていたが、大字 2 地区となった。	地区説明会を実施している中、地元住民団体が組織されたので交渉した。	建替えを基本に交渉した。	・住民の特別健康診断の実施 ・地域振興策の取り組み（施設関連：既福祉センターの建替え、組合関連施設の優待券、搬入路歩道安全対策、不法投棄防止監視体制の整備）地区集落センター負担金 ・生ごみ堆肥化施設の整備 等 ◎合意形成のために譲歩した点 2 回目の更新であることもあり、地元からの要望事項は基本的に受け入れた。

3. 地元説明会について

	回数・時期：	対象：	内容：
さいたま市	<p>・平成 1 4 年度 一般廃棄物処理基本計画策定</p> <p>★平成 1 6 年度 周辺住民と意見交換開始 2 回開催 既存焼却施設見学会実施 4 回開催</p> <p>・平成 1 7 年度 循環型社会形成推進地域計画策定</p> <p>★平成 1 8 年度 調査計画業務の内容説明 8 回開催 既存施設見学会実施 2 回開催</p> <p>★平成 1 9 年度 整備計画の説明、地元要望事項の確認等 3 回開催 現地見学会 2 回開催</p> <p>★平成 2 0 年度 住民合意を得る</p> <p>※ ★住民説明会等を示す</p>	周辺 4 自治会	<p>平成 1 6 年度は施設の基本計画について意見交換を行い、平成 1 7 年度は、岩槻市との追加合併があり、ごみの発生予測等を再検討し新たに制度化された循環型社会形成推進地域計画を策定した。</p> <p>平成 1 8 年度以降は、具体的な計画内容の説明と調査業務等の内容について説明を行ったことから、平成 1 8 年度に最も多く説明会を開催した。</p> <p>平成 1 9 年度は、主に地元要求事項の調整を行い、平成 2 0 年度 6 月に正式な同意を得た。</p>

	回数・時期：	対象：	内容：
松江市	①事業説明会（山奥地区） H14.4.26 （清水、古殿、石津、大石、立花） H14.6.25～26 ②地権者説明会 H14.7.10 ③鹿島町説明会 （山奥、清水、古殿、石津、大石、立花） H14.9.25～H14.10.26 ④ダイオキシン類問題に関する講演会 H15.2.23 ⑤岡山市東部クリーンセンター視察 H15.3.7 ⑥岡山市東部クリーンセンター視察 H15.4.29 ⑦説明会開催 H15.6.25～28 ・建設スケジュールの説明 ・地元振興策説明 ・調査同意のお願い（建設同意は調査と平行して行う） ⑧境界立会い説明会 H17.5.10 ⑨第1回用地説明会 H17.9.8 ・新ごみ処理施設造成計画について ⑩第2回用地説明会 H17.10.13 ⑪第3回用地説明会 H17.11.24 ⑫第4回用地説明会 H17.12.9 ⑬茨木市環境衛生センター視察 H18.2.23		
常総地域広域市町村事務組合	住民説明会1回・平成14年12月	大字8地区（小字40地区）1498世帯5136名 （環境アセスメントの説明会対象予定地区も含む） 地元選出市議会議員、組合議会議員	・住民説明会資料 ・その他、随時、「常総広域だより」を配布した。

4. 地域還元施設について

	施設の種類 内容とその決め方	地元雇用
さいたま市	集会所の建設 周辺道路の整備 余熱利用施設の規模に配慮した 公害防止対策、施設の配置計画	
松江市	【上講武区地域振興策実施計画】 ○上講部公会堂の建設について ○県道の改良及び歩道の新設について ○産業廃棄物の撤去について ○水道施設等の整備について ○生活道路の整備について ○河川及び水路等の整備について ○区民憩いの場の整備について ○農村公園の建設について ○上講武区民に対する情報公開について ○上講武地内の環境整備等について ○施設稼働中の援助について	
常総地域広域市町村事務組合	・熱供給施設の整備 — 地元管理運営主体の設置が条件 ・老人福祉センター（白寿荘）の建替え — 地元代表者を含む建設検討会で協議 ・生ごみ堆肥化施設（モデル事業）の整備 — 実証施設として整備 ・搬入路歩道の（拡幅）整備 — 安全対策で別途対応 ・不法投棄防止監視体制（不法投棄防止監視カメラ）の整備 — 第三次ごみ処理施設建設工事で対応	第三次ごみ処理施設建設工事仕様で、「地元業者の積極的利用を検討すること」を記載

5. 住民協定について

さいたま市	現時点では有りません。
松江市	<p>【覚書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設建設に係る現地調査の実施に同意する覚書締結。平成 16 年 5 月 31 日 <p>【松江地区広域行政組合 新ごみ処理施設建設に係る覚書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上講武地内に計画している新ごみ処理施設建設について同意する覚書締結。平成 17 年 3 月 28 日
常総地域広域市町村事務組合	<p>合意書（部分同意）、回答書、同意書（全面合意）いずれも、地元協議を経て事務局で案を作成し、執行部（管理者会）で確認した。</p> <p>【確約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の特別健康診断 2 焼却炉の規模縮小 3 第四次計画の取組み 4 ごみ問題の取組み 5 地域振興策の取組み <p>（1）地元組織が管理運営主体となる組織を同意書締結の日から 5 ヶ月以内に設置した場合、常総広域敷地内に熱供給施設を建設し、熱源を供給する。</p> <p>（2）広域施設関連</p> <p>①白寿荘の建替 ②広域施設の優待 ③ごみ処理施設搬入道路整備 ④不法投棄監視体制</p> <p>（3）地区集落センターの維持管理費負担</p> <p>（4）生ごみ堆肥化施設</p> <p>（5）関係市との関連</p>

6. ごみ処理施設の事業費について

さいたま市	<p>事業手法をDBO方式とすることで、ライフサイクルコストの縮減を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの減量化計画に即した施設規模 ・市内他施設の焼却灰等を溶融処理することによるコストの縮減
松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止する現有施設については、312.5 t / 日（200 t 施設+112.5 t 施設）となっています。 しかしながら、一方で可燃ごみ減量計画（H18 年度～H21 年度）があったこと等から、最終的に施設規模を 255 t / 日まで下げることが可能となりました。 ・PFI については、当初検討しましたが、現有施設の耐用年数が決まっていたこと、当時はまだごみ処理施設での PFI 事業が少なかったこと等から断念しました。
常総地域広域市町村事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画の策定時、減量化・資源化の推進を図るため、住民の排出段階における分別区分を強化した。 ・国の財源施策（循環型社会形成推進交付金制度）を活用するため、規模の縮小を図った。 ・スーパーバイザー委託業務の導入で事業費縮減を図った。